

社会福祉法人能登町社会福祉協議会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人能登町社会福祉協議会（以下「本法人」という。）定款第10条及び定款第25条に基づき、役員等の報酬に関する規定は、この規程の定めるところによる。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 役員（理事・監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 第三者委員
- (5) その他会長が認める者

(報酬等の支給)

第3条 役員等（特別職、能登町の職員及び本法人職員を除く。）が、町社協会長の招集により会議等に出席したときは、別表1に定める報酬を支給する。

- 2 役員等が職務のため町外に出張したときは、本会旅費規程に定める旅費を支給する。
- 3 報酬及び旅費は、その職務に従事したつど支給する。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

役職名	報酬額	
役員（理事・監事）	日額	5,200円
評議員		
評議員選任・解任委員		
第三者委員		
その他会長が認める者		会長が別に定める